

堺市と和泉市との間における消防指令業務に係る事務の委託に関する規約（案）

（委託事務の範囲）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、和泉市は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を堺市に委託する。

- (1) 災害通報の受付
- (2) 災害発生地点及び災害種別の決定
- (3) 消防隊等の編成、出動指令並びに災害情報及び災害活動に必要な情報の収集及び伝達
- (4) 消防行政統合システムの整備、保守管理等
- (5) 前各号に掲げる事務に付随するもの

（管理及び執行の方法）

第 2 条 委託事務の管理及び執行については、堺市の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

2 堺市及び和泉市は、委託事務の管理及び執行について、定期的に協議を行うものとする。

（経費の負担）

第 3 条 委託事務の管理及び執行に要する経費（以下「委託費」という。）は、和泉市の負担とする。

2 前項の規定により和泉市が負担する額その他委託費に関して必要な事項は、堺市及び和泉市が協議して定める。

3 各年度における堺市の決算の結果、和泉市の納付した額に過不足が生じたときは、堺市及び和泉市が協議の上、委託費の調整を行うものとする。

（経理）

第 4 条 堺市は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出について、その経理を明確にしなければならない。

（決算の措置）

第 5 条 堺市は、地方自治法第 233 条第 6 項の規定により、決算の要領を公表したときは、委託事務に関する部分を和泉市に通知しなければならない。

（条例等の制定又は改廃）

第 6 条 堺市は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ和泉市にその旨を通知しなければならない。

2 堺市は、前項の条例等を制定し、又は改廃したときは、直ちに和泉市にその旨を通知しなければならない。

3 和泉市は、前項の規定による通知があったときは、直ちに当該通知に係る条例等を公表しなければならない。

(施設等の使用の承諾)

第 7 条 和泉市は、委託事務の管理及び執行の用に供するために必要な施設等は無償で堺市に貸与する。

(協議)

第 8 条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、堺市及び和泉市が協議して定める。

附 則

この規約は、令和 6 年 1 2 月 1 日から施行する。